

# 経管栄養(胃ろうによる栄養管理)

定義

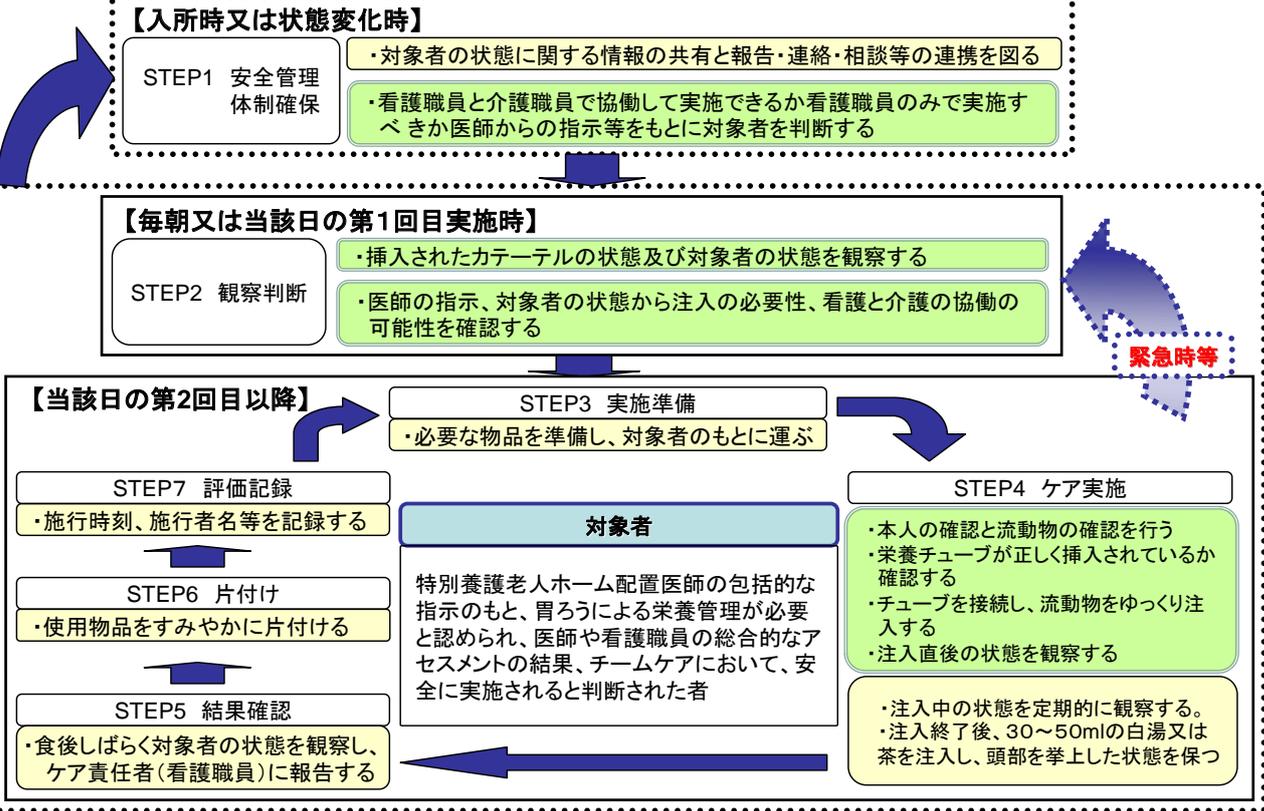
胃内に留置した消化管チューブ・栄養チューブを通して、非経口的に流動食を注入すること

体制整備

実施のプロセス

※      看護職員と介護職員の協働により実施可      看護職員のみ実施可

〇〇  
業務指針を策定  
チームによるケア提供に必要な研修の受講



(資料出所)厚生労働省「特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの在り方に関する検討会」資料

## 介護保険制度関係の主な資格・研修制度

	趣旨	カリキュラム等	研修・資格取得者数
介護福祉士	専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと 根拠：社会福祉士及び介護福祉士法	養成施設及び福祉系高校ルート 1,800時間程度 実務経験者ルート 実務経験3年以上+600時間 ※1 いずれも国家試験が必要 ※2 時間数等は改正法施行後のもの	平成20年度新規登録者 9.0万人 累計 72.9万人(21年2月末現在)
介護職員基礎研修	介護に従事する職員が行う業務全般に関する専門的な知識及び技術を習得する。 根拠：介護保険法施行規則第22条の23(平成18年度に創設)	500時間 講義・研修360時間、実習140時間 ※ホームヘルパー研修課程を修了した者については実務経験年数により受講を一部免除	0.2万人 (平成20年3月末現在)
ホームヘルパー研修(1級及び2級)	訪問介護員が行う業務に関する知識及び技術を習得する(1級は、2級課程で習得した知識及び技術を深めること等を目的とする) 根拠：介護保険法施行規則第22条の23	1級：230時間 講義84時間、演習62時間、実習84時間 2級：130時間 講義58時間、演習42時間、実習30時間	平成19年度 1級：1.0万人 2級：31.6万人 累計 1級：17.9万人 2級：270.5万人
ケアマネジャー	居宅要介護者が、居宅において必要な保健医療又は福祉サービスの適切な利用ができるよう、居宅要介護者の依頼を受けて、心身の状況、環境、本人及び家族の希望等を勘案し、ケアプランを作成するとともに、事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行う 根拠：介護保険法第7条第5項	一定の資格又は実務経験が5年以上である者等が試験に合格し、研修を修了すること(有効期間は5年で更新する場合は研修の受講が必要) ・実務研修：44時間 講義22時間、演習22時間	実務研修受講試験合格者数 2.9万人(20年度) 累計 46.2万人
認知症介護実践者等養成事業	高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施すること、また、認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対し、適切なサービスの提供に関する知識等を修得させるための研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。 根拠：「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第三十四号)第90条等	実践者研修 講義・演習36時間、実習：他施設実習1日、職場実習4週間、実習のまとめ1日 実践リーダー研修 講義・演習57時間、実習：他施設実習3日以上、職場実習4週間、実習のまとめ1日 認知症対応型サービス事業管理者研修 講義9時間 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 講義9時間 認知症介護指導者養成研修 講義・演習等25日間、実習4週間等	(20年度までの累計) 実践者研修 10.5万人 実践リーダー研修 1.5万人 認知症対応型サービス事業管理者研修 2.7万人 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 0.5万人 認知症介護指導者養成研修 0.1万人

(資料)関係法令等に基づき作成

# 介護保険制度関係の介護従事者の資格 (訪問介護員の場合のイメージ図)

<国家資格>

介護福祉士

<上級レベル>

介護職員基礎研修

サービス提供責任者  
主任介護職員  
訪問介護員(常勤)等

<中級レベル>

訪問介護員(ホームヘルパ-)養成研修1級課程

サービス提供責任者

H24.3に養成終了予定。介護職員基礎研修に一本化の予定。

<初級レベル>

訪問介護員(ホームヘルパ-)養成研修2級課程

訪問介護員(新人)等

訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修3級課程

H22.4~  
介護報酬  
算定外

(資料)全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料(平成22年3月5日)に基づき作成

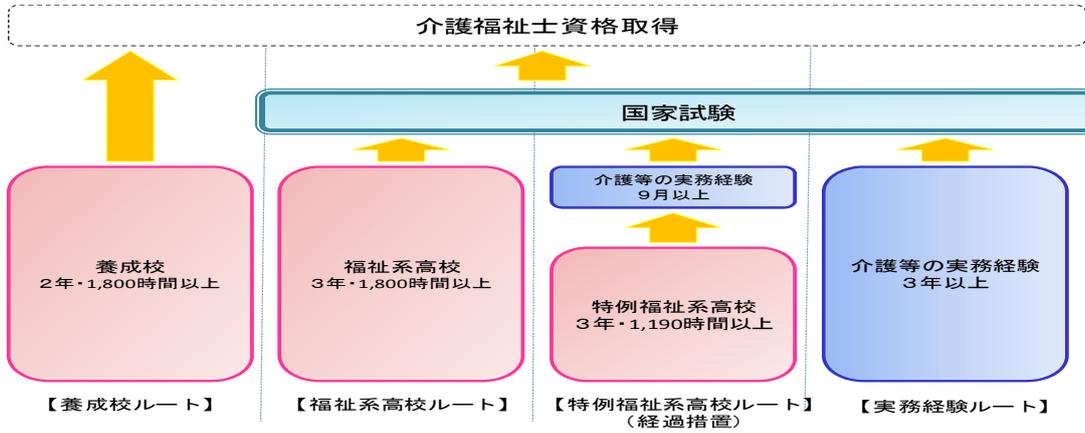
## 介護職員関連の資格・研修 定義と位置付け

	定義	法令上の位置付け	介護報酬における位置付け
介護福祉士	介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者。 (社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 名称独占 (社会福祉士及び介護福祉士法第48条第2項)</li> <li>○ 訪問介護サービスの提供 (介護保険法第8条第2項・第15項、第8条の2第2項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定事業所加算の人員要件(訪問介護)</li> <li>○ サービス提供体制加算の人員要件(訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、通所介護、認知症対応型共同生活介護、施設サービスなど)</li> </ul>
介護職員基礎研修	介護に従事する職員が行う業務全般に関する専門的な知識及び技術を修得することを目的とする。 (介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訪問介護サービスの提供 (介護保険法施行令第3条第1項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定事業所加算の人員要件(訪問介護)</li> <li>○ サービス提供体制加算の人員要件(訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護)</li> </ul>
訪問介護員2級課程	訪問介護員が行う業務に関する知識及び技術を修得することを目的とする。 (介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訪問介護サービスの提供 (介護保険法施行令第3条第1項)</li> </ul>	—

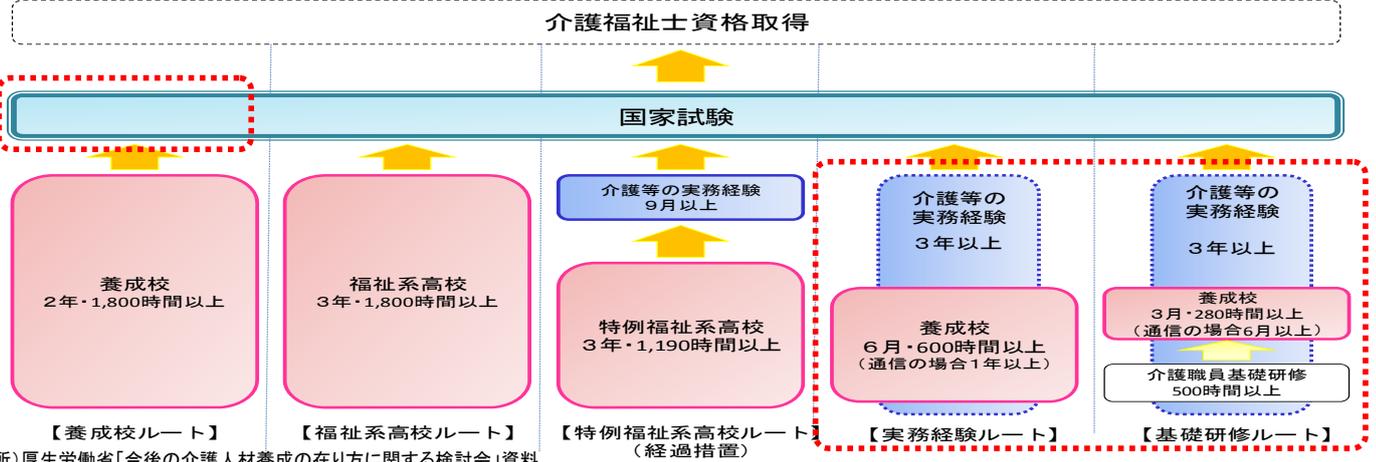
(資料)関係法令等に基づき作成

# 平成24年度からの介護福祉士資格取得ルート全体の全体像

【平成二十三年度まで】



【平成二十四年度以降】



(資料出所)厚生労働省「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」資料

## 介護福祉士の受験資格を得るための教育課程のカリキュラム

### ①養成施設ルートの場合

(2年間で1,800時間。高卒以上等が対象。)

領域	教育内容	時間数
人間と社会	人間の尊厳と自立	30以上
	人間関係とコミュニケーション	30以上
	社会の理解	60以上
	※上記必修科目のほか、人間と社会に関する選択科目	
	小計	240
介護	介護の基本	180
	コミュニケーション技術	60
	生活支援技術	300
	介護過程	150
	介護総合演習	120
	介護実習	450
	小計	1260
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	60
	認知症の理解	60
	障害の理解	60
	こころとからだのしくみ	120
	小計	300
合計		1800

### ②福祉系高校ルートの場合

(3年間で1,820時間。)

領域	教育内容	時間数
人間と社会	社会福祉基礎	140
	※ 上記必修科目のほか、人間と社会に関する選択科目	140
	小計	240
介護	介護福祉基礎	175
	コミュニケーション技術	70
	生活支援技術	315
	介護過程	140
	介護総合演習	105
	介護実習	455
	小計	1260
こころとからだのしくみ	こころとからだの理解	280
	小計	280
合計		1820

### ③実務経験者ルートの場合

(6ヶ月間で600時間。実務経験3年以上の者が対象。)

領域	教育内容	時間数
人間と社会	人間の尊厳と自立	15
	社会の理解	30
	小計	45
介護	介護の基本	90
	コミュニケーション技術	30
	生活支援技術	90
	介護過程	90
	小計	300
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	45
	認知症の理解	60
	障害の理解	60
	こころとからだのしくみ	90
	小計	255
合計		600

(資料)厚生労働省ホームページに基づき作成

# 介護職員基礎研修課程

区分	科目	時間数	備考
講義及び演習	生活支援の理念と介護における尊厳の理解	30時間	講義と演習を一体的に実施する。
	老人、障害者等が活用する制度及びサービスの理解	30時間	
	老人、障害者等の疾病、障害等に関する理解	30時間	
	認知症の理解	30時間	
	介護におけるコミュニケーションと介護技術	90時間	
	生活支援と家事援助技術	30時間	
	医療及び看護を提供する者との連携	30時間	
	介護における社会福祉援助技術	30時間	
	生活支援のためのアセスメントと計画	30時間	
	介護職員の倫理と職務	30時間	
実習	介護実習	140時間	実習を行う前に事前演習を行い、実習終了後は事後演習を行う。 実習は、施設等に関する実習、通所及び小規模多機能型サービスに関する実習、訪問介護員に関する実習並びに地域の社会資源に関する実習を行う。
合計		500時間	

(資料)「介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準」(厚生労働大臣告示)に基づき作成

# 訪問介護員2級研修課程

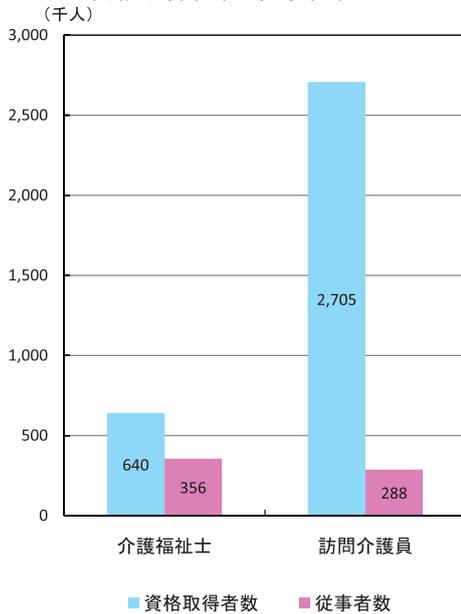
区分	科目	時間数	備考
講義	社会福祉の基本的な理念及び福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義	6時間	
	老人保健福祉及び障害者福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義	6時間	
	訪問介護に関する講義	5時間	訪問介護員の職業倫理に関する講義は2時間以上
	老人及び障害者の疾病、障害者等に関する講義	14時間	
	介護技術に関する講義	11時間	事例の検討に関する講義は4時間以上
	家事援助の方法に関する講義	4時間	
	相談援助に関する講義	4時間	
	医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	8時間	
演習	福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習	4時間	
	介護技術に関する演習	30時間	
	訪問介護計画の作成等に関する演習	5時間	
	レクリエーションに関する演習	3時間	
実習	介護実習	24時間	特別養護老人ホーム等における介護実習及び訪問介護に関する実習を行う。
	老人デイサービスセンター等のサービス提供現場の見学	6時間	
合計		130時間	

(資料)「介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準」(厚生労働大臣告示)に基づき作成

## 介護福祉士・訪問介護員の資格取得者数と従事者数

介護福祉士・訪問介護員とも、資格を取得していながら業務に従事していない者（潜在的有資格者）が相当程度存在していると考えられる。

介護福祉士・訪問介護員の  
資格取得者数と従事者数(グラフ)



介護福祉士・訪問介護員の資格取得者数と従事者数(表)

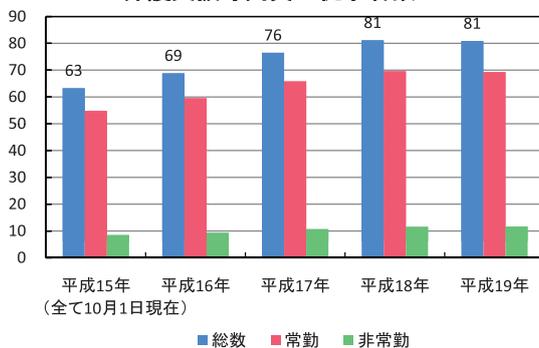
	資格取得者数	従事者数	割合
介護福祉士	640,402	355,659	55.5%
訪問介護員 (3級を除く)	2,705,204	287,525	10.6%
うち、1級訪問介護員	179,390	26,785	14.9%
うち、2級訪問介護員	2,525,814	260,740	10.3%

- 資格取得者数  
介護福祉士については、厚生労働省社会・援護局調べ(平成19年度)による。  
訪問介護員については、厚生労働省老健局調べ(平成19年度)による。  
※ 2級訪問介護員については、2級課程の研修終了者数から1級課程の研修終了者数を除いた数としている。
- 従事者数  
介護サービス施設・事業所調査(平成19年10月1日現在)による。

## 介護支援専門員の従事者数等

- 居宅介護支援事業所における介護支援専門員の従事者数は、増加傾向にあるものの、平成18年から平成19年には、ほぼ一定している。
- 実務研修受講試験の合格者数は、平成13年度以降ほぼ一定している。
- それに対し、介護支援専門員1人当たりの利用者数は大幅に減少しており、居宅介護支援事業所の介護支援専門員の従事者数及び資格取得者数は、不足していないものと考えられる。

居宅介護支援事業所における  
介護支援専門員の従事者数



介護支援専門員実務研修受講試験の合格者数

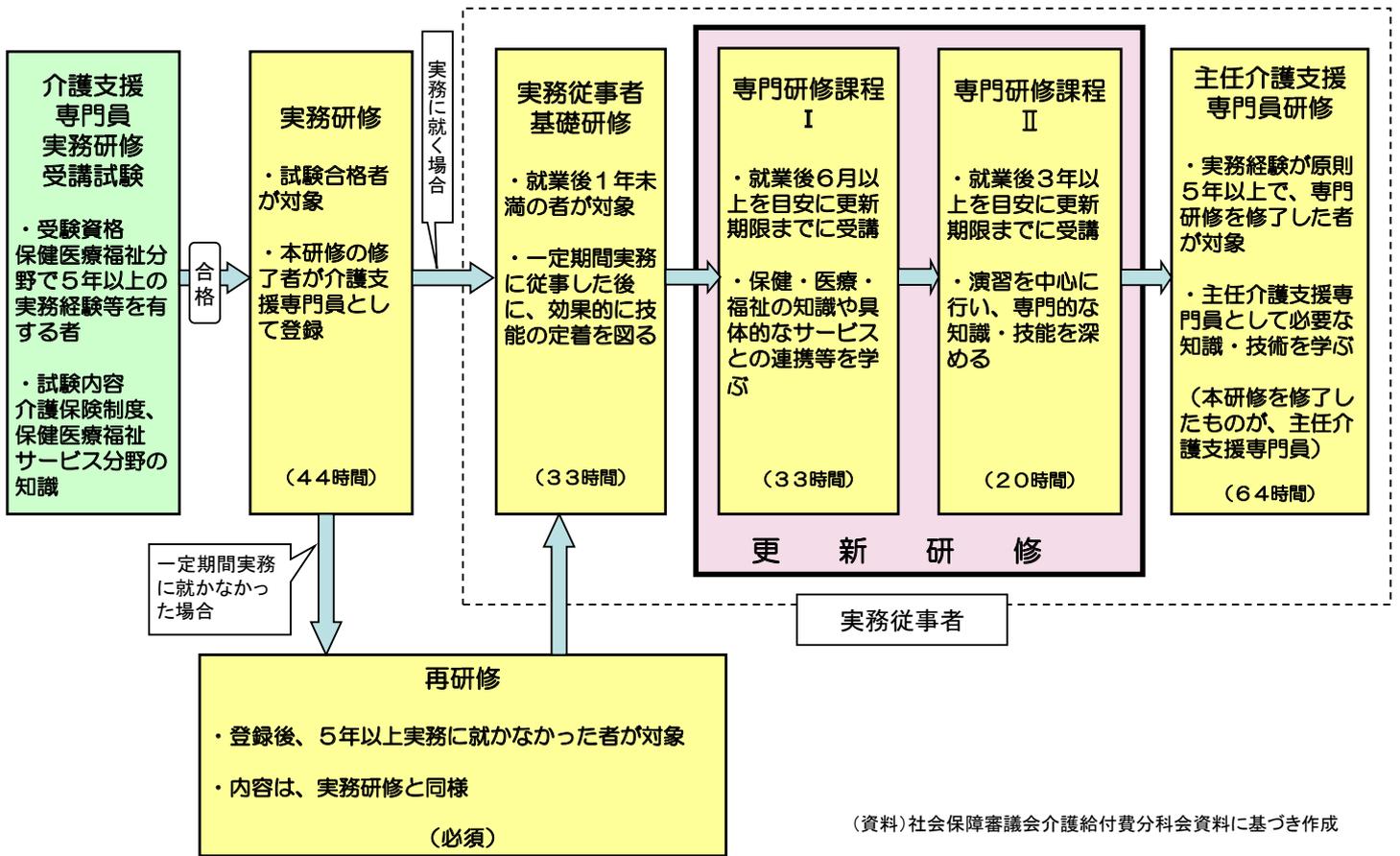


介護支援専門員(常勤換算)1人当たり利用者数

年度	利用者数 (人)
平成14年	59.3人
平成17年	37.6人
平成20年	26.9人

(資料出所) 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」、「介護事業経営実態調査結果」、厚生労働省老健局調べ

# 介護支援専門員の研修等の体系



## 介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格

(1)、(2)、(3)のいずれかの要件を満たす者

(1) 保健・医療・福祉に関する以下の法定資格に基づく業務に従事した期間が5年以上

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士。

(2) 以下の施設等において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談対応や、助言・指導等の援助を行う業務に従事した期間が5年以上

- ・老人福祉施設、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設
- ・老人デイサービス事業、障害者自立支援法に基づく共同生活介護
- ・福祉事務所（ケースワーカー）
- ・医療機関における医療社会事業（MSW） など

(3) 以下の施設等において、要介護者等の介護・介護者に対する介護に関する指導を行う業務に従事した期間が、

- ①社会福祉主事任用資格者や訪問介護2級研修修了者であれば5年以上、
- ②それ以外であれば10年以上

- ・介護保険施設、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設
- ・老人居宅介護等事業、障害者自立支援法に基づく居宅介護 など

(資料) 介護保険法施行規則に基づき作成

# 介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題出題範囲等

科目		区分	項目	解答免除区分	
1	介護保険法その他関係法令に関する科目	1	基本視点	1 介護保険制度導入の背景	A
			2 介護保険制度論	2 介護保険と介護支援サービス	A
2	居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する科目	3	ケアマネジメント機能論	1 介護保険制度論	A
				1 ケアマネジメント機能論	A
				2 介護支援サービス方法論	A
				3 介護予防支援サービス方法論	A
3	介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス及び福祉サービスに関する科目	4	高齢者支援展開論(高齢者介護総論)	4 施設介護支援サービス方法論	A
				1 総論Ⅰ 医学編	B
				2 総論Ⅱ 福祉編	C
		5	高齢者支援展開論(居宅サービス事業各論)	3 総論Ⅲ 臨死編	B
				1 訪問介護方法論	C
				2 訪問入浴介護方法論	C
				3 訪問看護方法論	B
				4 訪問リハビリテーション方法論	B
				5 居宅療養管理指導方法論	B
				6 通所介護方法論	C
				7 通所リハビリテーション方法論	B
				8 短期入所生活介護方法論	C
				9 短期入所療養介護方法論	B
				10 特定施設入居者生活介護方法論	C
		11 福祉用具及び住宅改修方法論	C		
		6	高齢者支援展開論(地域密着型サービス事業各論)	1 夜間対応型訪問介護方法論	C
				2 認知症対応型通所介護方法論	C
				3 小規模多機能型居宅介護方法論	C
4 認知症対応型共同生活介護方法論	C				
5 地域密着型特定施設入居者生活介護方法論	C				
6 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護方法論	C				

(資料)「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」(厚生労働省老健局長通知)に基づき作成

科目		区分	項目	解答免除区分	
3	介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス及び福祉サービスに関する科目	7	高齢者支援展開論(介護予防サービス事業各論)	1 介護予防訪問介護方法論	C
				2 介護予防訪問入浴介護方法論	C
				3 介護予防訪問看護方法論	B
				4 介護予防訪問リハビリテーション方法論	B
				5 介護予防居宅療養管理指導方法論	B
				6 介護予防予防通所介護方法論	C
				7 介護予防通所リハビリテーション方法論	B
				8 介護予防短期入所生活介護方法論	C
				9 介護予防短期入所療養介護方法論	C
				10 介護予防特定施設入居者生活介護方法論	C
				11 介護予防福祉用具及び住宅改修方法論	C
		8	高齢者支援展開論(地域密着型介護予防サービス事業各論)	1 介護予防認知症対応型通所介護方法論	C
				2 介護予防小規模多機能型居宅介護方法論	C
				3 介護予防認知症対応型共同生活介護方法論	C
9	高齢者支援展開論(介護保険施設各論)	1 指定介護老人福祉施設サービス方法論	C		
		2 介護老人保健施設サービス方法論	B		
10	高齢者支援展開論(社会資源活用論)	3 指定介護療養型医療施設サービス方法論	B		
		1 公的サービス及びその他の社会資源導入方法論	C		
4	要介護認定及び要支援認定に関する科目	11	要介護・要支援認定持論	1 要介護認定の流れ	A
				2 一次判定の仕組み	A
				3 二次判定の仕組み	A

(解答免除区分)

A【介護支援分野】 解答を免除しない

B【保健医療サービス分野の知識等】

- ① 医師または歯科医師の資格を有し、その資格に基づく業務に従事した期間が5年以上の者は、解答を免除
- ② 薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士(P T)、作業療法士(O T)、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師または栄養士(管理栄養士を含む)の資格を有し、その資格に基づく業務に従事した期間が5年以上の者は、当該項目の基礎問題の解答を免除

C【福祉サービス分野の知識等】

社会福祉士、介護福祉士精神保健福祉士の資格を有し、その資格に基づく業務に従事した期間が5年以上の者は、解答を免除

(資料)「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」(厚生労働省老健局長通知)に基づき作成

# 介護支援専門員の研修課程

## ○介護支援専門員実務研修課程

区分	科目	時間数	備考
講義	介護保険制度の理念と介護支援専門員に関する講義	2時間	
	介護支援サービス(居宅介護支援並びに施設におけるサービス計画の作成、サービスの利用援助及び施設サービス計画の実施状況の把握をいう。以下同じ。)の基本に関する講義	2時間	
	要介護認定等の基礎に関する講義	2時間	
	受付及び相談と契約に関する講義	1時間	
	アセスメント、ニーズの把握の方法に関する講義	2時間	
	居宅サービス計画等の作成に関する講義	2時間	
	モニタリングの方法に関する講義	2時間	
	地域包括支援センターの概要に関する講義	2時間	
	介護予防支援に関する講義	3時間	
	介護支援サービスを実施するために必要な技術に関する講義	3時間	
演習	実習オリエンテーション	1時間	
	アセスメント、ニーズの把握の方法に関する演習	4時間	
	居宅サービス計画等の作成に関する演習	4時間	
	アセスメント及び居宅サービス計画等の作成に関する演習	6時間	
	介護予防支援に関する演習	4時間	
	介護支援サービスのアセスメントを実施するために必要な技術に関する演習	3時間	多職種連携に関する演習を行う
実習	意見交換、講評	1時間	
	介護支援サービスの基礎技術に関する実習		
合計		44時間	

## ○介護支援専門員実務従事者基礎研修課程

区分	科目	時間数	備考
講義	ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員の倫理に関する講義	3時間	
	ケアマネジメントのプロセスとその基本的考え方に関する講義	7時間	
	ケアマネジメント演習講評	6時間	
演習	ケアマネジメント点検演習	14時間	
	研修を振り返っての意見交換、ネットワーク作り	3時間	
合計		33時間	

(資料)「厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準」(厚生労働大臣告示)、「介護支援専門員資質向上事業の実施について」(厚生労働省老健局長通知)に基づき作成

## ○介護支援専門員更新研修課程

区分	科目	時間数	備考	
講義	介護保険制度論に関する講義	2時間		
	対人個別援助技術に関する講義	2時間		
	保健医療福祉の基礎理解(1) 高齢者の疾病と対処及び主治医との連携に関する講義	4時間		
	保健医療福祉の基礎理解(2) 社会資源活用に関する講義	3時間		
	保健医療福祉の基礎理解(3) 人格の尊重及び権利擁護に関する講義	2時間		
	ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員の倫理に関する講義	1時間		
	ケアマネジメントのプロセスとその基本的考え方に関する講義	3時間		
	サービスの活用と連携(1) 訪問介護・訪問入浴介護に関する講義	3時間	これらの課目のうち、3課目を選択	
	サービスの活用と連携(2) 訪問看護・訪問リハビリテーションに関する講義	3時間		
	サービスの活用と連携(3) 居宅療養管理指導に関する講義	3時間		
	サービスの活用と連携(4) 通所介護・通所リハビリテーションに関する講義	3時間		
	サービスの活用と連携(5) 短期入所・介護保険施設に関する講義	3時間		
	サービスの活用と連携(6) 介護保険施設・認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護に関する講義	3時間		
	サービスの活用と連携(7) 福祉用具・住宅改修に関する講義	3時間		
	保健医療福祉の基礎理解(4) リハビリテーションに関する講義	3時間		
	保健医療福祉の基礎理解(5) 認知症高齢者・精神疾患に関する講義	3時間		
	介護支援専門員の課題に関する講義	3時間		
	演習	介護支援専門員特別講義	2時間	
		居宅介護支援事例研究に関する講義	6時間	どちらかを選択
施設介護支援事例研究に関する講義		6時間		
対人個別援助技術に関する演習		7時間		
サービス担当者会議に関する演習		3時間		
演習	居宅介護支援に関する演習	6時間	どちらかを選択	
	施設介護支援に関する演習	6時間		
合計		53時間		

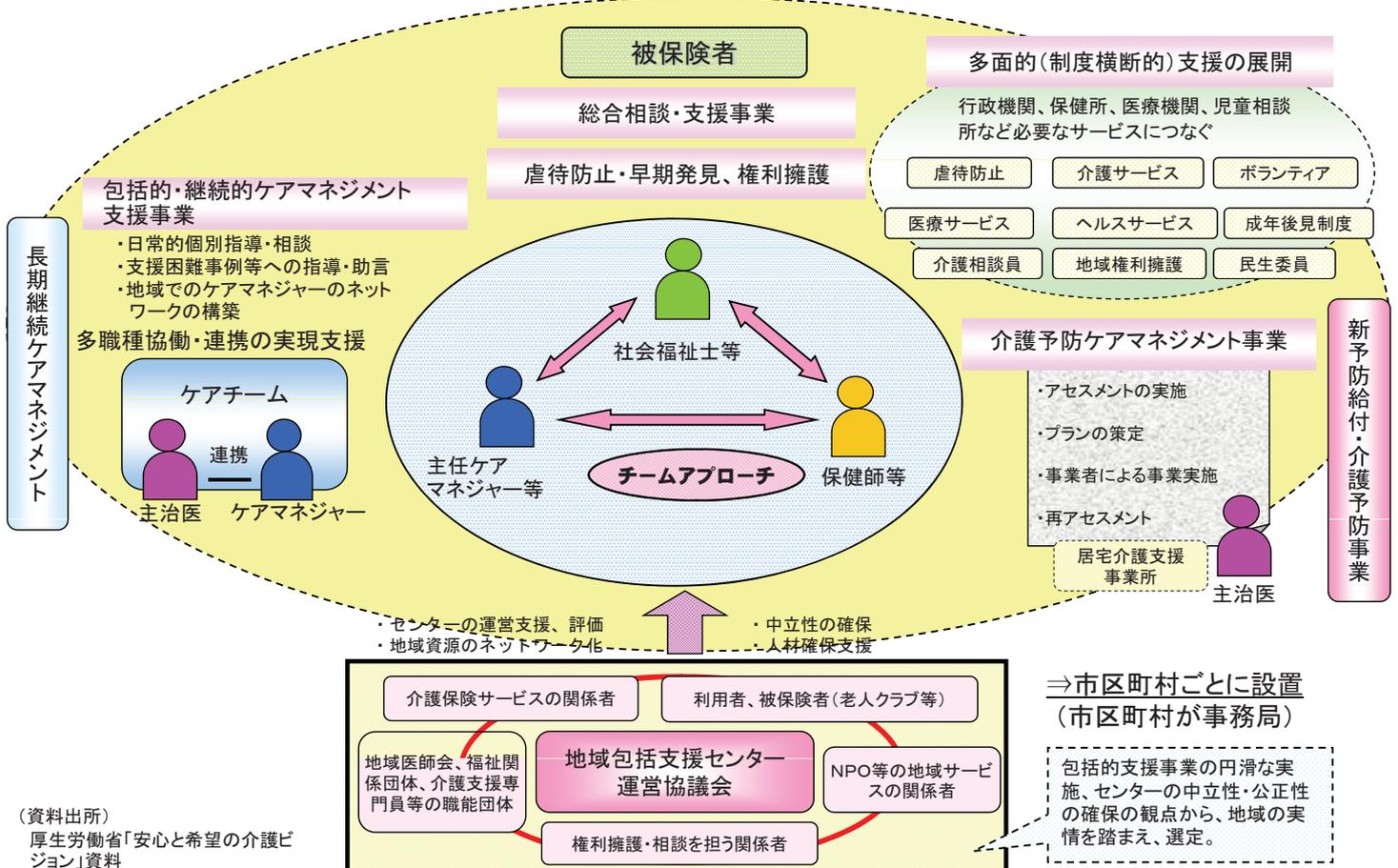
(資料)「厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準」(厚生労働大臣告示)に基づき作成

# ○主任介護支援専門員研修課程

区分	科目	時間数	備考
講義	対人援助者監督指導に関する講義	6時間	
	地域援助技術に関する講義	3時間	
	人事・経営管理に関する講義	3時間	
	ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員の倫理に関する講義	3時間	
	主任介護支援専門員の役割と視点(地域包括支援センターの運営を含む。)に関する講義	5時間	
	サービス展開におけるリスクマネジメントに関する講義	3時間	
	事例研究及び事例指導方法に関する講義	5時間	
	ターミナルケアに関する講義	3時間	
演習	対人援助者監督指導に関する演習	12時間	
	地域援助技術に関する演習	3時間	
	事例研究及び事例指導方法に関する演習	18時間	
合計		64時間	

(資料)「介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準」(厚生労働大臣告示)に基づき作成

## 地域包括支援センターのイメージ



# フィンランドにおける介護人材確保の取組

(厚生労働科学研究費補助金 政策科学総合研究事業「介護者の確保育成策に関する国際比較研究」より)

## 1. 取組

ホームヘルパー、准看護師、歯科衛生士、保育士等を統合した職種「ラヒホイタヤ」の創設。

### 保健医療部門における7つの資格

准看護婦: Perushoitaja  
精神障害看護助手: mielenterveyshoitaja  
歯科助手: hammashoitaja  
保母/保育士: lastenhoitaja  
ペディケア士: jalkojenhoitaja  
リハビリ助手: kuntohoitaja  
救急救命士-救急運転手: lääkintävahtimestari-sairaankuljettaja

### 社会ケア部門における3つの資格

知的障害福祉士: kehitysvammaistenhoitaja  
ホームヘルパー: kodinhoitaja  
日中保育士: päivähoitaja

 ラヒホイタヤに統合

## 2. 背景

- 年齢、障害及び症状の異なるあらゆるケアを必要とする者に対応し得る柔軟性のある資格(ラヒホイタヤ)を創設することにより、専門職の裾野を広げるとともに、専門職種間の流動性を高める。これにより、労働者にとっての介護人材の魅力を高めるとともに、事業主にとっても人材を確保しやすい状況を作る。
- 施設ケアから在宅ケアへの政策転換を図りつつ、マンパワーの総量は変えずに、一人一人のケアワーカーの能力向上を図りながら、構造変化に応じたマンパワーの配置を行う。

## 3. 介護人材を巡る現状

### ①雇用形態・賃金など(介護サービス従事者最大の労働組合のデータから)

- ・ 組合員の保有資格 ラヒホイタヤ:76% 准看護師:21% その他:1.4%
- ・ 雇用形態 大部分が正規雇用。固定した期間契約が23%。パートタイムが11%。  
なお、地方自治体の正規職員である介護職員が多い。
- ・ 賃金 最低:1,640ユーロ 最高:2,300ユーロ

※フィンランドの現業職(男性も含む)の平均賃金が2,400ユーロなので、女性職としてはそれほど低い水準ではないと言われている。(日本では、産業計:330.6千円、ホームヘルパー:213.1千円)

- ・ 平均年齢 43歳
- ・ 女性比率 96.3%

### ②資格保持者・就業者の状況

- ・ ラヒホイタヤ及びその前身の資格保持者数:11万1750名、国全体の就業者に占める比率:4.2%
- ・ ラヒホイタヤ等の資格保持者の8割以上が就業を継続している。

労働市場上の地位	就業	失業	労働市場外、学生	労働市場外、その他
割合	84.8%	6.4%	3.4%	5.4%

## 4. 評価

- 団塊世代の大量退職と高齢世代の増加による介護需要の増加への対応が迫られているものの、資格保持者の8割が労働市場に留まっており、システム的にはそれほど深刻な人手不足が課題となっていない。
- 多くの自治体では、社会サービス(ホームヘルプなど)とヘルスサービス(ホームナーシングなど)の統合を進め、その主要な担い手を、双方のサービスのための基礎教育を学んだラヒホイタヤになりつつある。

# ラヒホイタヤのカリキュラム

## 職業専攻過程プログラム

1年間

以下のオプション学習プログラム(いずれも1600時間であり、少なくとも560時間の実習を含む。)から、1つを選択する。

- |                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| 1. 児童・青少年ケア教育専門課程  | 6. 精神衛生、依存性中毒ケア専門課程 |
| 2. 顧客サービス・情報管理専門課程 | 7. 救急ケア専門課程         |
| 3. 高齢者ケア専門課程       | 8. リハビリケア専門課程       |
| 4. 障害者ケア専門課程       | 9. 看護・介護            |
| 5. 口腔・歯科衛生専門課程     |                     |



## 職業基礎学習(2000時間)

2年間

3. リハビリ援助 (480時間)
2. 介護と看護 (880時間)
1. 成長への指導と援助 (640時間)

## 一般教養(800時間)

数学、化学、フィンランド語、スウェーデン語

## 選択科目(400時間)

## ドイツにおける介護人材確保の取組

(厚生労働科学研究費補助金 政策科学総合研究事業「介護者の確保育成策に関する国際比較研究」より)

### 1. 取組

#### ①賃金関連

介護施設(介護サービス事業及び介護ホーム)とのサービス供給契約締結の要件として、当該施設が職員に対して「その地域で通例の労働報酬」を支払うことを義務付け(2008年施行)。

なお、この要件を満たさない場合には、契約が締結されない、あるいは、解除されることとなる。

#### ②資格制度関連

老人介護士と看護師に関する共通の基礎教育の導入の検討。共通教育のためのモデル事業の実施。

### 2. 背景

○ 介護に対する需要が大幅に増加すると予測される将来において介護従事者の不足をできる限り回避するため、介護人材の確保・定着のための積極的な対策が必要。

○ 入所介護よりも在宅介護を優先するという考え方に立っているため、在宅でも介護ホームでも、重度者への対応が多くなる。このため、在宅・入所いずれにおいても、基礎介護における高い質が求められるとともに、老人精神医学的な専門介護も求められる。このため、老人介護士と看護師の共通の基礎教育の導入が検討されている。

なお、共通基礎教育の導入は、介護職としての就労機会の拡大を通じて、介護専門職の確保にも貢献するものである。

### 3. 介護人材を巡る現状(2005年12月現在)

	従事者計	フルタイム	パートタイム (社保適用)	パートタイム (社保非適用)	実習生	ボランティア など	女性比率
介護サービス 事業	214,307 (100%)	56,354 (26.3%)	103,181 (48.1%)	47,957 (22.4%)	3,530 (1.6%)	3,285 (1.5%)	87.7%
介護ホーム	546,397 (100%)	208,201 (38.1%)	240,870 (44.1%)	55,238 (10.1%)	31,623 (5.8%)	10,465 (1.9%)	85.0%

# 事業者による雇用管理・組織経営等

## 介護職員処遇改善交付金

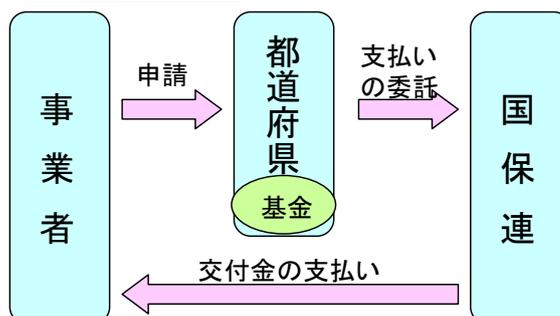
○介護職員(常勤換算)1人当たり月額平均1.5万円の賃金引上げに相当する額を介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ交付

○21年10月サービス分から実施し、24年3月までの2.5年分を予算計上  
(21年度第1次補正予算 事業規模:約3,975億円)

① 都道府県が基金を設置して実施する。  
(支払いは国保連に委託)

② 財源 :国費10/10

### 執行のイメージ



(資料出所)厚生労働省介護保険計画課作成